

東セリ

又四月二十七日午前十時十數名ニテ事業主田辺久雄ニ面會テ
強要退散セラルヲ以テ中島正三、遠藤辰雄、渡辺清次郎、
三名ヲ西園署ニ檢束セリ

又同日深川區富川町七地先電柱其ノ他ニ田辺久男ニ地球外
ニ叩き出せし、ヒラ貼付セル團員金觀河外一名ハ扇橋署ニ
檢束セリ

又四月二十九日午後三時中野町文五番地先電柱ニ「メ」デ
「田辺」デム工場ト押しかけろ、ヒラ貼布セル團員小泉長
富井七年ハ滝野川署ニ檢束セリ
右及申（通）衆候也

摘要本書

一、臨時同刺ヲ行テ常備工ニ付テハ事業ニ時同送ハ一時間ニキテ割リ増シ三時間目ヨ
リ後前通リ五割増シ上支給スルコト

二、常備工ノ賃金ハ二割ノ任上ニ受取賃金ハ軍価ヲ別ニ加フ旨ハルコト
保潔職工ニ最低ノ四十ニ限トスルコト

三、三月以上ノ勤務ノ臨時工ヲ即時本職工ニスルコト
四年三四ノ賞与ヲ支給スルコト 但し其ノ額ハ工場主ニ任ス

五、皆勤賞其ヲ復活スルコト
六、公傷ノ場合ハ見舞金ヲ出スコト 但し其ノ額ハ日給ノ四割以上タルコト

七、業務上ノ必要品ヲ充分支給シ衛生設備ヲ完備スルコト
八、臨時休業ノ場合最初ノ日ヨリ日給四割ヲ支給スルコト

九、公休日ノ日給ノ五割ヲ支給スルコト
一〇、福利ハ毎月手八日ニ支給スルコト

一一、爭議中ノ費用ハ全額工場負担ノコト